

学校法人富山県自動車学園 行動計画

「次世代育成支援対策推進法」とは急速な少子化の流れを変えるため、平成 15 年 7 月に成立した法律です。この法律は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、10 年間をかけて集中的かつ計画的に次世代育成支援対策に取り組んでいくことを目的につくられました。

この法律の趣旨に則り、当学園職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うために、次のとおり行動計画を策定します。

1 計画期間

平成 23 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日までの 4 年間

2 内容

目標 1 短時間勤務正職員制度の周知

- ・ 平成 20 年 8 月 1 日施行の制度の問題点を把握し、解決策を講じる。

< 対策 >

- 平成 23 年 5 月～ 問題点等について検討
- 平成 24 年 1 月～ 検討結果を踏まえた制度の内容を再度周知

目標 2 育児休業中における待遇や育児休業後の労働条件に関する事項についての周知

- ・ 労働基準法、関係諸法令に定める諸制度の周知を図る。
- ・ 男性でも取得できることも周知させる。

< 対策 >

- 平成 23 年 5 月～ 諸制度の内容確認
- 平成 23 年 9 月～ パンフレットの作成
- 平成 24 年 1 月～ パンフレットの配付

目標 3 年次有給休暇の取得促進

- ・ 半日単位・時間単位の年休の取得を拡大する。
- ・ 年休取得制度を多様化する。

< 対策 >

- 平成 24 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況の把握
- 平成 24 年 9 月～ 職員のニーズの把握
- 平成 25 年 1 月～ 制度の確立、周知、実施
- 平成 27 年 1 月～ 取得状況の確認